

神奈川労働局発表
平成24年4月26日(木)

担	神奈川労働局総務部企画室
	企画室長 安食 正明
当	室長補佐 篠崎 勉
	電話 045(211)7357

平成24年度に神奈川労働局が神奈川県と協働して

取り組む課題について方針を策定

—平成24年度神奈川雇用施策等実施方針— (地域の利用者の立場で協働を深める)

雇用対策法(※)の規定により、都道府県労働局長は雇用の施策に関し、都道府県知事の意見を聞いて「雇用施策実施方針」を定めることとされております。

神奈川労働局(局長 及川 桂)においては、地域の実情に即した施策を展開するため、神奈川県行政とのより一層の緊密な連携のもとに、職業安定分野に加え、労働基準、雇用均等分野を含む雇用・労働施策の全般について神奈川労働局と神奈川県が協働して取り組むべき事項を盛り込んだ「神奈川雇用施策等実施方針」(別添)を定めたものです。

神奈川労働局が神奈川県と協働して取り組む課題

1 東日本大震災の被災者の新たな就職に向けた支援

東日本大震災による被災地からの退避者に対し、ハローワークの全国ネットを活用し、求人・求職の効果的なマッチングを行う。

2 若者の安定雇用の確保(「若者雇用戦略の推進」)

「神奈川新卒者就職応援本部」(平成22年9月設置)において、新卒者や既卒者を対象とした企業説明会や面接会を実施するとともに、情報共有のための定期的な会議の開催、各種施策等のワンストップ的な広報を充実させる。

3 女性の就業の拡大(就業率のM字カーブの解消)

4 仕事と家庭の両立支援

5 いくつになっても働ける社会の実現の推進

神奈川県が設置した「シニア・ジョブ・スタイル・かながわ」により総合相談(キャリアカウンセリング)、専門相談等を実施し、必要に応じ各ハローワーク等へ誘導する。

6 障害者の就労促進(障害者の誇りと生きがいをもって働ける社会の実現)

7 職業能力開発事業の推進

8 重層的なセーフティネットの構築(「福祉から就労」支援事業の拡充等)

生活保護受給者や住宅手当受給者等による自立を促進するため、就労支援の強化を図る。

9 労働者の心身の健康の確保

10 ワーク・ライフ・バランスの推進

11 事業主に対する各種啓発・指導

※ 雇用対策法第31条（国と地方公共団体との連携）

国及び地方公共団体は、国が行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

雇用対策法施行規則第13条

都道府県労働局は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他も雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下この条文において「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

同 施行規則第2項

厚生労働大臣は、毎年度、雇用施策実施方針の策定に関する指針を定めるものとする。

同 施行規則第3項

都道府県労働局長は、第1項の都道府県労働局及び公共職業安定所における雇用に関する施策の実施に関し、雇用施策実施方針に定める事項について都道府県知事から要請があったときは、その要請に応じるように努めるものとする。